

## 神奈川県福祉の街づくり条例施行規則の一部改正について（概要版）

### ○改正にあたっての基本的考え方

本県では平成8年4月に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、以後、障害者や高齢者をはじめだれもが住み良い福祉のまちづくりを推進してきたが、その後の急速な少子高齢化の進行や、ユニバーサルデザインに対する意識の高まり、バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」平成18年法律第91号。）の制定など、社会状況の変化に対応するため、平成20年12月に条例を「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」（平成20年12月26日公布、平成21年10月1日施行）として改正し、バリアフリー新法に基づく法委任規定を新設することにより、一定の建築物にバリアフリー化を義務付けることとした。

これに伴い、条例施行規則についても、バリアフリー新法との整合を図る観点などから、所要の改正を行うものである。

### ○ 改正の概要

#### 1 整備基準の改正（第3章関係）

##### （1）バリアフリー新法との整合

バリアフリー新法により、建築物、公共交通機関、都市公園に係る移動等円滑化基準が改正されたことに伴い、法令の基準（建築物移動等円滑化基準、公共交通移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準）と施行規則の整備基準について整合を図る。

具体的には、移動等円滑化基準の数値基準や、設備の設置の義務付け等に係る規定が、施行規則の規定を上回る場合、移動等円滑化基準の水準にあわせることとする。

##### （2）カラーバリアフリーの取組みの位置付け

バリアフリー新法においては、各施設の移動等円滑化基準において、様々な情報コミュニケーション制約を抱える利用者に配慮し「標識」「案内板」の設置が盛り込まれた。これを受けて、施行規則においては、より幅広い対象者に配慮するという観点から、設置にあたり色覚障害者に配慮することを盛り込むこととする。

##### （3）バリアフリー法委任規定の新設に伴う整備基準の整合

現行条例を改正し、バリアフリー法委任規定を包摂したことにより、今後は、条例第3章の整備基準（施行規則に委任）に基づく整備と条例第4章の法委任規定に基づく整備をあわせて進めていくこととなる。

これに伴い、施行規則と法委任規定（法令）の整備基準の整合を図り、県民や事業者にとってわかりやすい規定とする。

#### <参考 移動等円滑化基準、移動等円滑化経路の考え方による整理>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）では整備項目ごとの基準である「移動等円滑化基準（一般基準）」（第11条から第17条まで）と、高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するための経路である「移動等円滑化経路」（第18条）という考え方を取り入れていることから、施行規則についてもこの考え方を取り入れ整合を図る。

あわせて、誘導すべき整備基準として「移動等円滑化誘導基準」（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（国土交通省令第114号））により規定していることから、規則の「望ましい水準」についてもこの基準を取り入れる。

### <改正の具体的な内容>

- ・ 施行規則と政令（一般基準、移動等円滑化経路）を比較し、同水準で規定振りが異なっているものについては、政令を参考に整理した。
- ・ 政令が規則を上回っている項目（オストメイト等）については、規則に付加した。
- ・ その他、用語など所要の整理を行った。

### <整備項目ごとの主な改正内容>

#### ○建築物

##### ①敷地内通路

政令第16条の一般基準、第18条の移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

政令の付加：明度、色相、彩度の差が大きいことで段・傾斜路の存在を認識できるようにすること

##### ②傾斜路

政令第18条の移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

政令の付加：明度、色相、彩度の差が大きいことで存在を認識できるようにすること

##### ③駐車場

政令第17条に基づき規定を整理。

法委任規定との関係で対象施設を整理。

##### ④出入口

政令第11条の一般基準、第18条の移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

##### ⑤階段

政令第12条に基づき規定を整理。

##### ⑥エレベーター

移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

##### ⑦便所

政令の付加：オストメイト対応の水洗器具の設置、壁掛け式小便器の設置。

政令との整合：バリアフリー新法における考え方として、個別機能に応じた専用便所の設置の考え方が出されたことから、みんなのトイレの設置にあたり、このほか、便所内に車いす使用者用便所、オストメイト対応便所を配置することによりこれと同等以上の機能を確保する場合も可とする。

##### ⑧浴室、シャワー室

政令第15条第2項に基づき規定を整理。

##### ⑨客室

政令第15条に基づき規定を整理。ホテルの客室の配置基準の「望ましい水準」を「移動等円滑化誘導基準」にあわせて引き上げ。

##### ⑩案内設備（内容新設）

政令第19条、第20条に基づき、必置化。

カラーバリアフリー：色覚障害者への対応を新設。

案内板設置にあたり、「色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること」を位置付け。

##### ⑪視覚障害者対応

政令第21条の「視覚障害者移動等円滑化経路」の考え方を導入して整理。

#### ○公共交通機関、都市公園

それぞれ省令に準拠する形で基準を付加。

## 2 事前協議の時期の見直し（第3章関係）

条例第17条に基づく事前協議の時期について、建築確認申請との関係において規定することとし、「工事に着手する日の30日前まで」を、「建築確認の申請をする日の30日前まで（建築確認の不要な場合は工事に着手する日の30日前まで）」とする。

なお、この規定については、平成20年4～5月に「建築確認の申請をする日の前日まで」という改正案により、県民意見反映手続きを実施したが、県民意見を踏まえて検討した結果、事業者の活動が広域化している中で県内や近県における類似規定との整合も視野に入れる必要があること、県民や事業者によりわかりやすい規定にする必要があることから、円滑な施行を図るために、改正案を修正したものである。

## 3 バリアフリー法委任規定の新設に伴う所要事項の規定（第4章関係）

バリアフリー法委任規定により追加する特別特定建築物のうち、利用実態に鑑み除外する施設の範囲について定めるほか、必要な手続きについて定める。

### <条例の規定>

（特別特定建築物に追加する特定建築物）

第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第5項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）を除く。

- （1） 学校（政令第5条第1号に掲げるものを除く。）
- （2） 共同住宅
- （3） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）

### <特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの>

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の5に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

## 4 施行期日

平成21年10月1日

＜整備基準改正＞

1 敷地内通路

政令第16条の一般基準、第18条の移動等円滑化経路の規定に基づき整理。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。こと。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。こと。</p> <p>(2) 道又は公園、広場その他の空き地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ1以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 有効幅員（内のりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は7の項に定める構造のエレベーター及びそれ以</p>	<p>「不特定多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する」の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の例による。なお、共同住宅については、同じく「多数の者が利用する」とする。</p> <p>ア ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> <p>(イ) 傾斜路の上端、下端又は傾斜路全体を、注意喚起のため、通路の他の部分と色彩、色相又は明度、輝度比等に差がある材料で仕上げる。こと。</p> <p>(2) 「主たる経路」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条に規定する移動等円滑化経路に該当し、この場合、居室には10の項に定める等の客室等を含む。</p>	<p>ア 石畳やれんが敷きでは、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工すること</p> <p>イ 段がある場合は、次に掲げるものであること。 ・幅は140センチメートル以上とすること。 ・蹴上げの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上とすること。両側に手すりを設置すること。</p> <p>(2) ・必要に応じて手すりを設けること。 ・敷地が広く、敷地内に建築物が複数ある場合などは、触知図を設置すること。 ・施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設けること。 ・整備された出入口に通ずる敷地内通路は、地形の特殊性により困難な場合以外は整備すること。 ・補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）利用者への配慮として、補助犬の排せスペース、出入口の幅員に配慮すること。</p> <p>ア 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、180センチメートル以上とすること。</p>

<p>外の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下、「政令」という。）第18条第2項第6号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のものに限る。）（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。  (ア) 有効幅員は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。  (イ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。  (ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（こう配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。  (ア) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。  (イ) 自動的に開閉する構造その他の障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>オ 排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車いすのキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(3) 別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口及び主要な敷地内通路は、別表第2の4の表1の項、2の項及び9の項(1)に定める構造とすること。この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内の通路」と読み替えるものとする。</p>	<p>ウ 車いす使用者の通行を妨げるため、進行方向以外への側面へ傾斜させないこと。</p> <p>(こう配)  ・車いす使用者が自力で登坂できるこう配は1/12以下である。</p> <p>(踊場)  通行の安全、休憩、方向転換等のため、水平な踊場が必要となる。</p> <p>エ 4の項(1)参照。</p>	<p>ウ 傾斜路は次に掲げるものであること  ・幅は段に代わるものにあつては150センチメートル以上、段に併設するものにあつては120センチメートル以上とすること。  ・縦断こう配は15分の1を超えないこと。  ・高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設けること。</p>
---	---	---

## 2 傾斜路

移動等円滑化経路の考え方により整理。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、6の項に定める構造の段に併設するものにあつては、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 手すりを適切な高さに設けること。</p> <p>(6) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(7) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(8) 傾斜路の端部は、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p>	<p>(2) 車いす使用者の通行を妨げるため、進行方向以外の側面へ傾斜させないこと。</p> <p>(5) 手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85センチメートル程度、下段60～65センチメートル程度とし、一段の場合は、75～85センチメートル程度とすること。</li> <li>・原則として、断面が円形（直径3～4センチメートル程度）か楕円型とすること。</li> <li>・壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5センチメートル程度とすること。手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</li> </ul> <p>(6) ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> <p>(8) ・傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースを確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端部は床に対して段を生じない構造とし、通路を移動する人との衝突を避けかつ車いすが転回できるよう、長さ150センチメートル程度の踊場を設けること。</li> </ul>	<p>(1) 有効幅員は、150センチメートル以上（段を併設する場合は、120センチメートル以上）とすること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、1/15を超えないこと。</p> <p>(5) ・手すりは、両側に連続して設置すること。</p>

### 3 駐車場

政令第17条の基準に準拠して整理。現行規則の一部（区画の表示）を「12案内設備」へ統合。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）を1（駐車台数の合計が100台を超えるときは、駐車台数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。ただし、別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舎及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表の9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(2)に定める構造とすること。ただし、別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等にあっては、車いす使用者用駐車区画から1の項(3)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は4の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1の項(3)に定める構造とすること。</p>	<p>駐車場には、施設に附属する駐車場、路外駐車場の双方が含まれる。</p> <p>(1) 標準的な車いす使用者用駐車区画は幅350センチメートル以上×奥行き500cm以上である。</p> <p>(2) 必要に応じて、車止めを適切に処置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自動車との動線と車いす使用者用駐車区画からの動線の交差を避け、駐車区画はできるだけ出入口に近い位置に設ける。</li> <li>・車いすと自動車の座席との乗り移りに際し、車いす使用者が体制を安定でき、車いすが自走しないように傾斜した場所には設けないこと。</li> </ul>	<p>望ましい水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発券所等は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画するなど、障害者等が円滑に利用できるよう配慮すること。</li> <li>・2台以上のスペースを並べて設けること。</li> <li>・見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設けること。</li> <li>・雨の日でも濡れずに利用できるよう上屋を設けること。</li> <li>・車いす使用者用駐車区画を次のとおり設けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>200台以下の場合は50分の1以上。</li> <li>200台を超える場合は百分の1プラス2以上。</li> </ul> </li> <li>・全ての公共的施設においては、本項に定める駐車場を設けること。</li> <li>(1) ・奥行きは600センチメートル以上とすること。</li> <li>・車いす使用者用区画が、1以上の場合は、乗降用スペースを両側に設けること。</li> <li>・乗降用スペースは有効幅員100センチメートル以上とすること。</li> </ul>

#### 4 出入口

移動等円滑化経路の考え方により整理。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 主たる経路を構成する出入口のうち直接屋外へ通ずる主要な出入口、改札口及びレジ通路（以下「主要な出入口等」という。）を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>「改札口」とは、有料施設等の入場口を指し、「レジ通路」とは、スーパー等に設けられるような代金支払い時に通過する通路部分を指す。</p> <p>改札口及びレジ通路には、屋外へ通ずるもののほか、屋内に設置するものも含む。</p> <p>イ 雨仕舞の関係から段が生じる場合は、高低差1cm程度で丸みを持たせる、すりつける等の配慮を行う必要がある。</p> <p>ウ 開閉動作のしやすさから見た推奨順位は、①自動式引戸、②手動式引戸、③開き戸である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアチェックは、ゆるやかに作動し、操作の軽いものとする。</li> <li>・ドアハンドルは、車いす使用者や子どもにも使いやすい高さに設けること。また、円形のものの上肢や手に障害のある人が使いにくいので避けること。</li> <li>・手動ドアには、指つめ防止の配慮を行うこと。</li> <li>・戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。</li> <li>・窓ガラスの選定には、割れにくい材料を用いるなど配慮すること。</li> <li>・戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために水平面を設けること。水平面は、原則として150センチメートル程度×150センチメートル程度設けること。</li> </ul> <p>エ ノンスリップ加工を施す等、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p>	<p>(1) ・施設の出入口等には、屋根、庇を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風除室には、必要に応じて、衝突防止用の措置（注意喚起サイン、手すり等）を講ずること。</li> <li>・上下足の履き替え所には、下肢障害者のためのいすを常備すること。</li> <li>・すべての出入口等を4の項(1)に定める構造とすること</li> </ul> <p>ア 1以上の直接屋外に通ずる出入口等の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ・扉ガラスには、キックプレートを設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動ドアには、非常時対応手動ドアを設けること。</li> <li>・有効幅員120センチメートル以上の直接屋外へ通ずる出入口等のうち1以上は自動的に開閉する構造自動式とすること。</li> <li>・開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とすること。</li> </ul>
<p>(2) 屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(1)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第1の3の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」とい</p>	<p>(2) ひとつの居室に複数の出入口がある場合は、1以上の出入口の整備が必要となる。</p>	<p>(2) ・公共的施設において主要な出入口以外の出入口を設ける場合にあつては、4の項(2)に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</li> <li>・公共的施設の出入口には、屋根・庇を設ける。</li> </ul>

<p>う。)で用途面積が500平方メートル未満のもの(以下「小規模無床診療所」という。)、同表の5の項(3)の項に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの(以下「小規模店舗」という。)及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの(以下「小規模興行・遊興施設」という。)にあつては、この限りでない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・風除室には、必要に応じて、衝突防止用の措置(注意喚起サイン、手すり等)を講ずること。</li> <li>・上下足履き替え所には、下肢障害者のためのいすを常備すること。</li> </ul>
---	--	--

## 5 廊下

(1) は政令第11条の一般基準、(2) は移動等円滑化経路により整理。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 主たる経路を構成する廊下等(7の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。)は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、2の項に定める構造の傾斜路又はエレベーター等を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 端部は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、5メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 別表第1の3の項に掲げる医療施設(無床診療所を除く。)にあつては、適切な高さに手すりを設けること。</p>	<p>(1) ・ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること</li> <li>・利用者の事故につながるような突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</li> </ul> <p>ウ ・車いす使用者が転回できる幅140センチメートル以上の部分を設けること。(有効幅員が140センチメートル以上のときは、転回できるため、ことさら設ける必要はない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・曲がり角は車いすの転回に支障がない構造とすること。(面取り、すみ切り等の処理が考えられる。)</li> </ul> <p>エ ・床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85センチメートル程度、下段60～65センチメー</p>	<p>望ましい水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的施設において廊下等を設ける場合にあつては、5の項に定める構造とすること。</li> <li>・すべての経路上の廊下等を整備すること。</li> <li>・休憩用設備を適切な位置に設けること。</li> <li>・必要に応じて、足元灯等を設置すること。</li> </ul> <p>(2)ア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分の部分を設ける場合は140センチメートル以上とすることができる。</li> </ul> <p>ウ・曲がり角には鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をすること。</p> <p>エ・その他の公共的施設にあつても手すりを設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりは、両側に連続して設置す</li> </ul>

<p>オ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p>	<p>トル程度とし、一段の場合は、75～85センチメートル程度とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、断面が円形(直径3～4センチメートル程度)か楕円型とすること。</li> <li>・壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5センチメートル程度とすること。手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</li> <li>・4の項(1)ウ参照。</li> </ul>	<p>ること。</p> <p>オ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。</p>
---	--	---

## 6 階段

政令第12条に準拠して整理。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主たる階段は、回り階段としないこと。</p> <p>(2) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(3) 手すりを適切な高さに設けること。</p>	<p>・らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。</p> <p>(1) 主たる階段とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。</p> <p>(2) ・同一階段は、同一寸法とすること。  ・段鼻は、踏面及びけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とすること。金属製のものをつえ等が滑るので避けること。  ・1以上の階段においては、けこみ板は、つえ等や足の落ち込みを防止するために必ず設けること。  ・手すり子形式の階段は、両側に2センチメートル以上(5センチメートル以上が望ましい)の立ち上がりを設け、つえ等や足の踏み外しを防止すること。</p> <p>(3) ・手すりは階段の踊場を含め設置する。  ・手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。  ・床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85センチメートル程度、下段60～65センチメートル程度とし、一段の場合は、75～85センチメー</p>	<p>・必要に応じて、足元灯等を設置すること。</p> <p>・踊場には、鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をすること。</p> <p>・有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(1) ・主たる階段以外の階段においても回り階段は設けないこと。</p> <p>(2) ・けこみは2センチメートル以下とすること。  ・けあげ16センチメートル程度、踏面30センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) ・両側に連続して設置すること。</p>

<p>(4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p>	<p>トル 程度とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、断面が円形（直径3 ～4センチメートル 程度）か楕円型とすること。</li> <li>・壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4 ～5センチメートル 程度とすること。手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</li> </ul> <p>(4) ・ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> <p>(5) 高齢者や視覚障害者等が認知しやすいよう、明度、色相、彩度（輝度比の確保）に配慮する。</p>	
---	--	--

## 7 エレベーター

移動等円滑化経路により整理（これまで解説で説明していたものを政令に準拠し規則本文として規定したものを含む）。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては、4階以上の階を有するものに限る。）にあっては、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者又は主として障害者等が直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの内り幅は140センチメートル以上とし、かごの内り奥行きは135センチメートル以上とし、及びかごの構造は車いすの転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車いす使用者が乗降できる構造のかごを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とし、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「別表第1の8の項、9の項、16の項及び18に掲げる公共的施設」とは、共同住宅、事務所、工場及び複合用途建築物のことをいう。</li> <li>・措置を講じる場合には、例えば2階で行っている窓口業務内容を適宜1階で行える体制を整えている場合、代替手段により2階に上がることが可能な場合等が考えられるが、いずれの場合にも、措置が講じられていることが客観的にも明らかであることが必要である。</li> </ul>	<p>望ましい水準</p> <p>ア・かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ・かごの内り幅は160センチメートル以上、内り奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ・定員オーバーの視覚表示を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かご及び昇降路の出入口の戸に、ガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご内</li> </ul>

<p>エ かご内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。</p> <p>オ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ク かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>コ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>サ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その有効幅員及び有効奥行き（内りをいう。）は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(1)に該当する施設を除く。）にあつては、かごが当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。</p>	<p>エ・手すりは高さ75から85センチメートル程度に設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりは握りやすい形状とすること。</li> </ul> <p>オ・操作盤（制御装置）のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置（高さ90から100センチメートル程度）に操作盤が設けられていること。</li> <li>・かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものであること。</li> </ul> <p>ケ、コ・乗降ロビーへの装置の設置については、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない</p>	<p>からかご外が視覚的に確認できる構造であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置すること。</li> </ul> <p>縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列し、点字表示はボタンの左側を原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼び出しボタンは開閉ボタンの下部に設ける。</li> </ul> <p>ケ・乗降ロビーの有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ180センチメートル以上とすること。</p>
---	--	--

## 8 便所

新法における便所設置の考え方により一部整理。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けた便所を1以上設けること。ただし、当該便所内に、主たる経路に接続して車いす使用者用便房（政令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ1以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、1の項（2）エ（イ）に掲げるものであること。</p> <p>ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。</p> <p>エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</p>	<p>(1) ・ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす使用者をはじめ誰もが利用者しやすい「みんなのトイレ」を整備することとする。</p> <p>ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の考え方も踏まえ、主たる経路に接続して車いす使用者用便房やオストメイト対応便房の個別機能に応じた専用便房を設置し、誰もが利用しやすい便所を整備する場合はこの限りではない。なお、この場合でも、便房内にベビーベッド・ベビーチェアを設置し、より幅広い利用が可能となるよう努めること。</p> <p>イ・出入口の戸は、原則として引き戸とすること。</p> <p>・鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。</p> <p>エ（腰掛便座）</p> <p>・腰掛便座の形状は、車いすのフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。</p> <p>（手すり）</p> <p>・腰掛便座には、車いすからの移乗を補助したり、用便中の姿勢を安定させる手すりを設けること。</p> <p>・手すりは、握りやすいものとする。</p> <p>（洗面器）</p> <p>・洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。手洗い器を便座から手の届く位置に設置することも有効である。</p> <p>・洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度のけこみを設けること。</p>	<p>(1) ・公共的施設においては、みんなのトイレを設けること。</p> <p>・みんなのトイレは、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設けること。（但し書き適用の場合も同じ）</p> <p>ア・有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ・便所の戸は、開閉時間の調整ができるものとする。</p> <p>・ドアロックセンサーを設置すること。</p> <p>・施錠を示す色は、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、文字を併記するか、赤と青の組み合わせなどにすること。（赤と緑は見分けにくい）</p> <p>エ（腰掛便座）</p> <p>・温水洗浄便座を設置すること。（背もたれ）</p> <p>・便器の背後に背もたれを設けること。（付属器具）</p> <p>・全身の映る鏡を設置すること。</p> <p>・介護用のパッドを設けること。（通報装置）</p> <p>・呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を便房内に設けること。</p>

<p>オ 乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。</p> <p>カ 車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。</p> <p>キ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ク 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。</p> <p>ケ 出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面所の水栓は、レバー式、光感应式など簡単に操作できるものとする。</li> <li>(付属器具)</li> <li>・洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。</li> <li>・ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。</li> <li>・便器の横側面に洗浄ボタン、ペーパーホルダー、呼び出しボタンを設ける場合は、J I S S 0026に基づく配置とすること。</li> <li>・手荷物を置ける棚又はフックを設置すること。フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は、車いすに乗った状態で使用できるものとする。</li> </ul> <p>カ 手動車いすで方向転換が可能なスペース(200センチメートル以上×200センチメートル以上)を確保すること。このスペースが確保できない場合は、150センチメートル以上×200センチメートル以上程度を確保すること。</p> <p>キ・ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること</p> <p>ク・水洗器具とは、オストメイト(人工肛門、人口膀胱造設者)対応の設備である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建築物の改修以外は簡易型設備による対応は行わないこと。</li> <li>・パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し、またはこれにかわる洗浄装置を設置すること。</li> <li>・洗浄のため温水がでるように努めること。</li> <li>・大きめの汚物入れを便座及び車椅子に座った状態から手の届く範囲に設けるよう努めること。</li> <li>・全身を写すことができるような鏡を設置するよう努めること。</li> </ul>	<p>オ・便房内に子ども用の便器又は便座を併設すること。</p> <p>ケ・車いす使用者だけでなく、だれもが利用できる便所である旨を点字等で表示すること</p>
--	--	--

<p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレ（(1)ただし書きの場合を含む。）のみで構成されているものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所及び便所の出入口の戸は、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便所を1以上設けること。</p> <p>オ 男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>カ 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。</p>	<p>(1)のみんなのトイレ（ただし書きの場合を含む。）が2箇所以上設置されている場合は、2箇所目については、(2)に定める構造の便所を整備したものとみなす。</p> <p>(2)</p> <p>ウ・ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること</p> <p>オ ・手すり付き床置き式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。</p> <p>・小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。</p> <p>カ・洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。</p> <p>・車いすでの使用に配慮し、洗面器の下部は床上65センチメートル程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを75センチメートル程度とすること。</p> <p>・洗面所の水栓は、レバー式、光感応式など簡単に操作できるものとすること。</p>	<p>(2)・公共的施設においてみんなのトイレ以外のトイレを設ける場合にあつては、それぞれの階に1以上を8の項(2)に定める構造とすること。</p> <p>ア・便所内の通路等は車いす使用者が利用できる幅員を十分に確保すること。</p> <p>エ・温水洗浄便座を設置すること。</p> <p>・乳児用いす等を設置すること。</p> <p>・呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を設置すること。</p> <p>・便器の背後に背もたれを設けること。</p>
--	--	---

## 9 浴室、シャワー室

政令第15条第2項に準拠して整理。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）、4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室をそれぞれ1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(2) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>・別表第1の4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設」とは、福祉施設、宿泊施設、公衆浴場及び運動施設のことである。</p> <p>・浴室、シャワー室等には、浴室、シャワー室のほか脱衣室、更衣室が含まれる。</p> <p>(2) ・浴槽を設ける場合は、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。車いす使用者が浴槽に移動しやすいよう移乗用腰掛台等を設けるなど配慮する必要がある。</p> <p>・シャワー及び水栓を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>・シャワー及び水栓は、座ったままで利用できるようにし、水栓はレバー式等操作のしやすいものとする。</p> <p>・手すりは、一連の動作が円滑にできるよう連続して設けるなど配慮すること。</p> <p>・床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75から85センチメートル程度、下段60から65センチメートル程度とし、一段の場合は、75から85センチメートル程度とすること。</p> <p>・原則として、断面が円形（直径3から4センチメートル程度）か楕円型とすること。</p> <p>・壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4から5センチメートル程度とすること。</p> <p>・手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</p> <p>浴室室内で車いす使用者が回転できるスペース（径150センチメートル以上）を確保する。</p> <p>(4) ・ノンスリップ加工を施す等、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> <p>・マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること。</p>	<p>公共的施設において浴室・シャワー室等を設置する場合にあつては、9の項に定める構造とすること。</p> <p>・必要に応じて、腰掛台、脱衣ベンチを設置すること。</p> <p>(1)ア</p> <p>・有効幅員は90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) ・給湯設備は、温水の温度を容易に変えることができるものとする。</p> <p>・手すりは出入口から水洗器具まで連続して設けること。</p>

## 10 客室

政令第15条に準拠して整理。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数、ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げるものであること。            ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。            イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(2) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。            (3) 必要に応じて、手すりを設けること。            (4) 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように十分な広さを確保すること。            (5) ベッドを設ける場合は、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保すること。</p> <p>(6) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部にみんなのトイレを設ける場合及び別表第1の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。            ア 便所内に車いす使用者用便房を設けること。            イ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。            (ア) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。            (イ) 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(7) 浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワ</p>	<p>・「別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設」とは、福祉施設および宿泊施設のことである。</p> <p>(6)・8の項(1)に定める便所（みんなのトイレ）ほどの床面積までは要求しないが、少なくとも車いすに乗ったまま進入し、利用できる構造とすること。</p>	<p>望ましい水準</p> <p>・ホテル又は旅館には、客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けること。            ・視覚障害者や聴覚障害者に配慮した構造の電話機、又はファクシミリ等を設置すること。            ・非常呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を室内に設けること。</p> <p>(1)ア・有効幅員は90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ・ドアノックをフラッシュベルに変える装置を設置すること。</p>

<p>一室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、（6）イに掲げるものであること。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>ア ・シャワー及び水栓は、座ったままで利用できるようにし、水栓はレバー式等操作のしやすいものとする。</p> <p>・床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>・マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足をとられたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること。</p> <p>・必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>・床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75から85センチメートル程度、下段60から65センチメートル程度とし、一段の場合は、75から85センチメートル程度とすること。</p> <p>・原則として、断面が円形（直径3から4センチメートル程度）か楕円型とすること。</p> <p>・壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4から5センチメートル程度とすること。</p> <p>・手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</p>	<p>ア・給湯設備は、温水の温度を容易に変えることができるものとする。</p>
---	---	---

## 11 客席及び舞台

規則改正	解説	望ましい水準
<p>別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、不特定多数の者又は主として障害者等の利用に供する客席及び舞台を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 次に定める構造の車いすで利用できる席（以下「車いす使用者用客席」という。）を2（客席数の合計が500席を超えるときは、客席数の合計に1/200を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。</p> <p>ア 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>総客席数、車いす使用者客席数には、固定式客席数のほか、可動式客席数を含む。</p> <p>(1)</p> <p>ア 車いすのJIS規格における最大値（全幅70cm、全長120cm）に余裕幅を加えたものだが、可動式の席に車いす使用者席を設けた場合はこの限りでない。</p> <p>イ・マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いす使用者の通行の支障とならないよう配慮すること。</p>	<p>・公共的施設において客席及び舞台を設置する場合にあつては、11の項に定める構造とすること。</p> <p>(1)・取外しができる客席を設け様々な状況に対応できるようにすること。</p> <p>・親子席ブース等を設置すること。</p> <p>・車いす使用者用客席は車いす使用者の目線を確保するなど観覧しやすい位置に設けること。</p>

<p>ウ 車いす使用者用客席に至る通路は、5の項(2)アからウに定める構造とすること。</p> <p>(2) 障害者等が支障なく客席又は舞台まで口から舞台上がることができるような経路をそれぞれ1以上確保すること。</p>	<p>(2) ・障害者等が容易に舞台上がれるよう、傾斜路や昇降機の設置等により経路を確保すること。</p> <p>・舞台上がる経路には、転落防止措置を講ずること。</p> <p>・楽屋においても障害者等の利用に配慮し、楽屋と舞台の円滑な経路を確保すること。</p>	
--	--	--

**\* 1 2 標識及び案内設備 (新設)**

政令第19条、第20条に準拠し、必置化。案内設備における色覚障害者への配慮について新設。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 障害者等が円滑に利用できるように、車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの付近には、それぞれ当該車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレがあることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。)、9の項、12の項、16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 障害者等が円滑に利用できるよう、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合はこの限りでない。</p> <p>ア 建築物(小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。)、9の項、12の項、16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。以下(2)において同じ。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を容易に視認できる場合はこの限りでない。</p>	<p>(1) ・標識は、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>・当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)とすること。</p> <p>・車いす使用者用駐車区画の表示は、区画内の路面及び立て看板等によりわかりやすい方法で表示すること。</p> <p>(2) ・特に駐車区画が多数あり、複数の場所にわたる大規模な駐車場にあっては、当該出入口から車いす使用者用駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。</p> <p>・大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとするにより、子どもや知的障害者を含む、より多くの人が理解できるように配慮すること。</p> <p>・案内板表示面の高さは、原則として床面より50センチメートルから150センチメートル程度の範囲とし、車いす使用者や弱視者等に見やすい高さに設けること。(この基準は利用者が板面から100センチメートル程度の距離から見ることを想定している。)</p> <p>・弱視者等が接近して読むことができる位置に設置すること。</p> <p>・障害者等の通行の支障にならないような位置に設け、車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>・照明装置を設ける場合は、十分な照度を</p>	<p>・公共的施設において標識及び案内設備を設ける場合にあっては、12の項に定める構造とすること。</p> <p>(2) ・知的障害者にわかりやすい文字、大きさ、言葉の統一を行うこと。</p> <p>・漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせて案内すること。</p>

<p>イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等又はみんなのトイレの配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17項に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第16号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあつては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) 前2項に定める標識及び案内板その他の設備の設置にあつては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相、及び彩度の差を確保するよう配慮すること。</p>	<p>確保すること。</p> <p>(3)・「表記内容について色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて」とは、標識や案内板において、障害者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを示す文字や図記号、区画表示等が、背景色と対比して視認しやすいものであることをいう。</p> <p>見分けやすい色の組み合わせについては、次の項目について、適切な方法により確認すること。</p> <p>(1) 見分けにくい色の組み合わせ（赤と黒、赤と緑、緑と茶色、黄緑と黄色、紫と青、赤と茶色、水色とピンク色など、まちパステル調どうし、蛍光色どうしの色の組み合わせなど）がされていないこと。</p> <p>(2) 上記によりがたい場合は、文字や図記号の併記又は色と色との境界への縁取りなどの措置がとられていること。</p> <p>適切な方法とは、案内板の種類や想定される利用者、表示内容、情報量、色使いの多寡に応じ、目視、白黒コピー、シミュレーションソフト、利用者の意見聴取の実施等をいう。</p> <p>上記によりがたい場合とは、従前より情報として用いてきた色を変更することが難しい場合等の対応をいう。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色の選択</li> <li>視認しにくい色：濃い赤（⇔朱墨の色、オレンジ）、黄緑色、暗い緑（⇔青みの強い緑）、青紫（⇔赤紫）、黄色や水色（細い線や小さい字の時）</li> <li>・組み合わせ：暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比</li> </ul>	<p>イ・案内板付近には触知図等を設置すること。</p>
--	---	------------------------------

13 誘導設備、14 カウンター及び記載台又は公衆電話台については改正なしのため省略。

15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

政令第21条の「視覚障害者移動等円滑化経路」の考え方により整理する。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 道等から12の項(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路(駐車場から4の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。)は、そのうち1以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所及び小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項から9の項まで及び16の項に掲げる公共の施設にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせで敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜(こう配が20分の1を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えないものを除く。)がある部分の上端に近接する部分</p>	<p>ア(視覚障害者誘導用ブロックの構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形状については、JIS T9251によるものを使用する。</li> <li>・色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、この限りでない。</li> <li>・十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。</li> </ul> <p>(視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者やベビーカー等での通行に支障がないよう敷設するとともに、構築物等の壁面から通行の支障とならない距離を確保すること。</li> <li>・病院や高齢者が入所する福祉施設、幼児が利用する保育所等の施設においては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に支障をきたさないようにすること。もっぱら高齢者等が利用する入所型高齢者施設における誘導措置については、誘導用ブロックを整備する代わりに手すり・音声による案内設備等を設置することも考えられる。</li> </ul> <p>(敷設位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付等の前に敷設する点状ブロックの位置は、受付等の前端から30センチメートル程度離れた箇所とすること。</li> </ul> <p>(音声その他の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備とは、音声装置、誘導チャイム等をいう。</li> </ul>	<p>望ましい水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の施設においては、15の項に定める設備を設けること。</li> <li>・会議等では、点字資料や録音テープ等を用意すること。</li> </ul> <p>ア・視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には音声誘導装置を設けること。</p>

<p>(2) 次の場所（別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅（小規模共同住宅を除く。）にあつては、ア（6の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。）及びエに掲げる場所に限る。）は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 2の項に定める構造の傾斜路及び6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分</p> <p>イ 2の項に定める構造の傾斜路の傾斜（こう配が20分の1を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する踊場（駐車場に設けるものを除く。）の部分（傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。）</p> <p>ウ 4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ1以上の主要な出入口等（屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。）又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後</p> <p>エ 6の項に定める構造の階段（駐車場に設けるものを除く。）の段がある部分の上端に近接する踊場の部分（段がある部分と連続して手すりを設ける場合はこの限りでない。）</p> <p>オ エスカレーターの前部等、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(3) 2の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造の廊下等及び6の項に定める構造の階段に設ける手すりの端部には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。</p> <p>(4) 8の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。</p>	<p>(2) ア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜路の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。</li> <li>・階段の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。</li> </ul> <p>オ・エスカレーター前に敷設する点状ブロックの位置は、エスカレーター始末端部の点検蓋から30センチメートル程度離れた箇所とすること。</p> <p>(3) ・「点字その他の案内設備」とは、点字のほか、音声案内等をいう。 手すりの点字その他の案内設備においては、現在位置や行き先、上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とすること。 ・点字は、はがれにくいものとする。</p> <p>(4) ・8の項(1)に定める構造の便所（みんなのトイレ）においては、現在位置や構造及びだれもが利用できる便所である旨を案内するこ</p>	<p>オ・エスカレーターの始末端部では、音声等により視覚障害者等へ注意を喚起すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・逆乗り防止のセンサーを設けること。</li> <li>・乗降口に誘導柵を設けること。</li> </ul> <p>(4) ・集会、案内機能を有する居室（事務室、集会室、相談室など）等を設ける場合は、出入口に点字等に</p>
---	--	---

<p>(5) エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。</p>	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8の項(2)に定める構造の便所においては、現在位置や構造及び男女の区別があるときは、当該区別を案内すること。</li> <li>・10の項に定める構造の客室においては、現在位置及び部屋番号等を案内すること。</li> <li>・点字による案内設備は、床から中心までの高さを140～150センチメートルとすること。</li> <li>・点字は、はがれにくいものとする。</li> </ul>	<p>より、現在位置及び部屋番号等を表示すること。</p>
--	--	-------------------------------

## 1.6 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

規則改正	解説	望ましい水準
<p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項（(1)又は(2)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼び出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(2) 別表第1の1の項、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）及び4の項に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。</p> <p>(3) 別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p>	<p>(1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項（(1)又は(2)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設とは、無床診療所を除く医療施設、公益事業所及び金融機関のことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口等とは、病院、金融機関等において診察や支払い等の順番の呼び出し等を行う場所をいう。</li> <li>・「文字情報を表示するための設備」には、発光ダイオードや液晶等の電光表示板等が考えられる。</li> <li>・あわせて、ソフト面として、筆談ができる備品の整備等がある。</li> </ul> <p>・「別表第1の1の項、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）及び4の項に掲げる公共的施設」とは、官公庁施設、図書館等、動物園等、集会場及び福祉施設のことである。</p> <p>(2) ・「文字を映し出せる機器」には、OHP、パソコンプロジェクター等がある。</p> <p>(3) 「別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設」とは、官公庁施設、教育文化施設、福祉施設、運動施設、興行・遊興施設および展示施設のことである。</p> <p>(3) ・「難聴者の聴力を補う設備」には、磁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な階段の踊場、廊下・地下街等の曲がり角には必要に応じて衝突を防止するための鏡を設置すること。</li> <li>(1) ・その他の公共的施設においても、音声での情報を提供する際は、文字による情報提供を行うこと。</li> <li>(2) ・その他の公共的施設においても会議室を設ける場合にあっては文字表示設備を設けること。</li> <li>(3) ・音声放送の文字化（字幕等）を行うこと。</li> <li>・その他の公共的施設においても客席を設ける場合にあっては難聴者の聴力を補う設備を設けること。</li> </ul>

<p>(4) 別表第1の1の項に掲げる官公庁施設、2の項(2)に掲げる教育文化施設、3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び4の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。</p>	<p>気ループ等を利用した集団補聴装置や、FM補聴装置、赤外線補聴装置、字幕、文字情報等を表示する装置等がある。</p>	<p>(4)・その他の公共的施設においても受付を設ける場合にあつては、手話通訳者を配置し、聴覚障害者への対応を図るようにすること。</p>
---	--	---

### 17 休憩、授乳場所等

規則改正	解説	望ましい水準
<p>利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるように努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「休憩、授乳のための場所等」には、休憩及び授乳場所のほか、おむつ替えの場所等が含まれる。</li> <li>・休憩、授乳場所等の出入口の付近には、分かりやすい案内表示を行うこと。 (休憩場所)</li> <li>・場所や形態については、施設の空間を有効に活用し、利用者の状況に即したものを設けることが望ましい。障害者等が円滑に利用できるものとし、廊下等の有効幅員が不足することのないよう注意する必要がある。 (授乳場所)</li> <li>・乳幼児を連れた者が長時間利用する施設にあつては、授乳、おむつ替え等のできる場所を設けること。</li> <li>・授乳のための場所は、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保し、腰掛を備えること。</li> <li>・乳幼児を立たせておむつ替えを行うための着替え台を設置すること。</li> <li>・乳幼児用のベッドやいすは、転落防止措置に配慮し適切に配置するとともに、ベビーカー等での通行にも配慮すること。</li> <li>・手洗い、流し台、給湯器のほか、おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れを設けること。</li> </ul>	

○表末に下記を追加。

備考 この表中、別表1の8の項に掲げる公共的施設にあつては、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

別表第2の2 公共交通機関の施設

1 障害者等の円滑な通路に適する経路

規則改正	解説	望ましい水準
<p>公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動等円滑化された経路を乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(1) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路又は(4)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p>	<p>・「公共用通路」とは、旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。</p> <p>・公共用通路との出入口と各ホームを結ぶ乗降動線（同一事業者の異なる路線相互の乗り換え経路を含む。）において旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を円滑にすること。</p> <p>・他の事業者や他の公共交通機関の乗り換え経路についても、移動の円滑化に配慮すること。</p> <p>(1)・原則として、車いす使用者の単独での利用を考え、エレベーターを設置すること。</p> <p>・旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（別表第2の1の2に定める構造に限る。）又はエレベーター（(4)に定める構造と同等以上のものに限る。）を利用することにより、障害者等が旅客施設の営業時間内において、常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>(障害者等の円滑な利用に適したエスカレーターの構造)</p> <p>・踏み段及びくし板の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>・踏み段の端部に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすること。</p> <p>・くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにすること。</p> <p>・昇降口の踏み段の水平部分は、3枚以上とすることが望ましい。</p> <p>・くし板から70センチメートル程度の移動手すりを設けること。</p> <p>・乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80から85センチメートル程度の固定さく又は固定手すりを設置すること。</p> <p>・1以上は分速30メートル以下で運転可能</p>	<p>・他の経路に関しても可能な限り移動が円滑になるようにすること。特に線路によって地域分断されている場合などは、各方面の主要出入口から移動円滑化された経路を確保すること。</p> <p>(1)・傾斜路を設ける場合は、有効幅員は180センチメートル以上とすること。</p> <p>(障害者等の円滑な利用に適したエスカレーターの構造)</p> <p>・上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設けることが望ましい。</p> <p>・S1000型（踏み段幅約100cm）以上とすることが望ましい。</p>

<p>(2) 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、別表第2の1の表4の項(1)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(3) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、有効幅員を90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>ウ 段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第2の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>*オ 照明設備が設けられていること。</p>	<p>なものを設置することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置（ゲートポスト等）等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。</li> <li>・進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置すること。</li> </ul> <p>(2) ・公共的通路との出入口については、だれもが、駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部からアプローチしやすく、わかりやすい配置とすること。特に、車いす使用者等が遠回りにならない動線上の出入口を移動円滑化するよう配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上の戸は、自動式引き戸とすること。</li> <li>・公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域及び施行区分が異なることによる段が生じないように配慮すること。</li> </ul> <p>(3) ・動線は、可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないように配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空中突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように配慮して設置すること。</li> </ul> <p>エ ・雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</p> <p>オ ・通路は、高齢者や弱視者の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう</p>	<p>(2) ・有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に通じる旅客施設の出入口には大きめのひさしを設置すること。</li> </ul> <p>(3) ・手すりを設置すること。手すりを設ける場合は、冬期の冷たさに配慮した材質とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p>
--	---	---

<p>(4) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ かごの内り幅は140センチメートル以上であり、内り奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>ウ かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>エ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p>	<p>採光や照明に配慮すること。</p> <p>(4) ・エレベーターの配置にあたっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が円滑に利用できるような配慮する必要がある。</p> <p>・エレベーターの前には、一般旅客の動線と交錯しないようスペースを確保する。なお、利用者動線や車いす使用者が内部で転回することなく利用できるといった利便性等の観点からスルー型が有効な場合は、その設置を積極的に検討する。</p> <p>イ ・スルー型や直角2方向出入口型以外のエレベーターは、手動車いすが内部で180度転回できる大きさである11人乗り（140センチメートル(W)×135センチメートル(D)）以上のものとする。</p> <p>ウ ・スルー型や直角2方向出入口型以外のエレベーターには、かご正面壁面に、出入口の状況が把握できるよう大きさ、位置に配慮して鏡を設置する。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等）</p> <p>・スルー型や直角2方向出入口型のエレベーターには、車いす使用者の利用時の背後の状況が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設置する。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等）</p> <p>エ ・犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス窓を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。</p>	<p>(4) 利用状況を勘案し、複数設置すること。</p> <p>ア 出入口の幅は90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ ・手動車いすが内部で円滑に転回でき、かつ介助者と同乗できる大きさである15人乗り（160センチメートル(W)×150センチメートル(D)）以上のものとする。</p> <p>ウ スルー型や直角2方向出入口型以外のエレベーターのかご正面壁面に設置する鏡は、床上40cm以下から150cm程度までのものが望ましい。</p> <p>エ かご外部から、かご内の車いす使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から50cm程度が望ましい。</p> <p>・聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮し、以下のような設備を設けること。</p> <p>・かごの内部が確認できるカメラを設ける。</p> <p>・故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、かご内にその旨の表示を行うか、又はかご内に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。</p> <p>・係員に連絡中である旨や係員が向</p>
---	---	---

<p>オ かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。</p> <p>キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。</p> <p>ク かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。</p> <p>ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。</p> <p>コ かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。</p>	<p>オ ・手すりは、扉のある側以外の壁面に付けることとし、高さは80センチメートル～85センチメートル程度に設置し、握りやすい形状とする。</p> <p>キ かご内に、かごの停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設置する。</p> <p>ク ・かご内に、かごの到着する階及び、扉の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。</p> <p>ケ ・操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。  ・かご内に設ける操作盤は、車いす使用者が利用できるよう、かごの左右壁面中央付近に置く。操作ボタンは高さ100cm程度に設置する。出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。</p> <p>コ ・かご内操作盤の各操作ボタン（階数、開、閉、非常呼び出し、インターフォン）には、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法はJIS T0921規格にあわせたものとする。  ・かごの出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制御する装置を設ける。高さは、車いすのフットサポート部分と身体部の両方の高さについて制御できるようにする。なお、機械式セーフティシューには、光電式、静電式または超音波式等のいずれかの装置を併設する。  ・地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。</p>	<p>かっている旨を表示する設備を設ける。</p> <p>キ ・聴覚障害者が定員超過であることが確認できるよう、かご内操作盤付近の見やすい位置に過負荷の文字表示灯を設置すること。</p> <p>ク ・到着階の構造を音声案内すること。</p> <p>ケ ・音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが分かるものが望ましい。  ・かご内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出させること等により分かりやすいものとするのが望ましい。  ・ボタンの文字は、周囲との明度の差が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであること。</p>
---	---	--

<p>サ 乗降ロビーの幅は150センチメートル以上であり、奥行きは150センチメートル以上であること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 移動等円滑化された経路を構成する通路及び次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>ア 別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路等</p> <p>イ 別表第2の1の表4の項(1)に定める構造の主要な出入口等の戸の前後</p> <p>ウ 別表第2の1の表6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路等</p>	<p>サ ・車いすが回転できる広さ(150センチメートル以上×150センチメートル以上)を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設等の場合には、エレベーターロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。</li> <li>・既存施設であってエレベーターロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、その間には十分な広さの空間を設ける。</li> </ul> <p>シ かごの到着や昇降方向がロビーにおいて音声でわかるよう、設備を設ける。</p> <p>(5) ・線状ブロックは、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設すること。</p> <p>(視覚障害者誘導用ブロックの構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形状については、JIS T9251規格にあわせたものとする。</li> <li>・黄色を原則とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、この限りでない。</li> <li>・十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。</li> </ul> <p>ア ・傾斜路の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。</p> <p>ウ ・階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。</li> </ul>	<p>サ 電動車いすが回転できる広さ(180センチメートル以上×180センチメートル以上)を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設であってエレベーターロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、その間には十分な広さの空間を設けることとし(解説参照)、この場合、利用者の安全を確保する観点からは、転落防止ポールの設置等の転落防止策をあわせて講ずること。</li> </ul>
--	--	--

<p>エ (4)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路等</p>	<p>エ・エレベーターへの線状ブロックの敷設経路は、点字表示のある乗り場ボタンへ誘導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターの前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗り場ボタンから30センチメートル程度離れた箇所とすること。</li> </ul>	
<p>オ 5の項に定める案内標示に近接する通路等</p>		
<p>カ 6の項に定める構造の乗車券等販売所、案内所等に近接する通路等</p>	<p>カ・券売機への線状ブロックの敷設経路は、点字運賃表及び点字表示のある券売機へ誘導すること。この場合、改札口への線状ブロックの敷設経路からできる限り最短経路となるように分岐すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線状ブロックで誘導される券売機の前に敷設する点状ブロックの位置は、券売機の手前30センチメートル程度の箇所とすること。</li> </ul>	
<p>カ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p>		

## 2 改札口

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 改札口を設ける場合は、移動等円滑化された経路に、別表2の1の表4の項(1)ア、イ及びエに定める構造の改札口を1以上設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>* (2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有人改札口を設けること。</li> <li>・有人改札口、自動改札口のそれぞれ1以上に2の項に定める構造の改札口を設けること。</li> <li>(有人改札口)</li> <li>・有人改札口に筆談用のメモなどを準備するとともに、当該設備を保有している旨を表示すること。</li> <li>・JIS T0103に適合するコミュニケーションボードを準備すること。</li> <li>・カウンターの一部は、高さ75センチメートル程度とし、けこみは高さ60センチメートル以上、奥行40センチメートル程度とすること。</li> </ul>

### 3 プラットホーム等

規則改正	解説	望ましい水準
<p>プラットホーム等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 次に定める設備が設けられていること。</p> <p>*ア 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあつては、ホームドア又は可動式ホームさく（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）</p> <p>イ アに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備</p>	<p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) ホームドア、可動式ホームさく、視覚障害者誘導用ブロックを設置若しくは敷設する際には、乗降時の安全性の観点から以下の措置を図ること。</p> <p>(ホームドア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図ること。</li> <li>・ホームドアの開口部には点状ブロックを敷設する。</li> </ul> <p>(可動式ホームさく)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図ること。</li> <li>・ホームさくから身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止対策等から適切な高さのさくとすること。</li> <li>・可動式ホームさくの開口部には、点状ブロックを敷設すること。</li> </ul> <p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段等から連続して敷設された誘導用の線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックとが交わる箇所（T字部）については、誘導用の線状ブロックと縁端部の点状ブロックとの間に点状ブロックを敷設すること。</li> </ul> <p>(ホーム縁端警告用ブロック)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホーム縁端警告ブロックは、鉄軌道駅におけるプラットホーム縁端部の警告のために敷設する。なお、プラットホーム上であっても、これ以外の場所には敷設しない。</li> <li>・プラットホームの縁端から80cm以上離れた場所に、プラットホーム長軸方向に沿って連続的に敷設する。また、原則としてプラットホームの縁端からホーム縁端警告ブロックまでの距離は、最大でも100センチメートル程度とする。</li> <li>・内方線がホーム内側に位置するものとする。</li> <li>・プラットホーム上の柱などの構造物は、上記方法により敷設されるホーム縁端警</li> </ul>	<p>(2)</p> <p>(ホームドア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアの開閉を音声や音響で知らせること。</li> </ul> <p>(可動式ホームさく)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアの開閉を音声や音響で知らせること。</li> </ul>

<p>(3) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくが設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>* (4) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>* (5) 照明設備が設けられていること。</p>	<p>告ブロックと干渉しないよう配慮する。やむを得ずホーム縁端警告ブロックがホーム縁端付近の柱など構造物と干渉する場合には、連続して敷設し、当該部分を切り取る形とする。ただし、ホーム縁端警告ブロックと構造物との間に隙間を設けずに敷設する。</p> <p>・島式ホームにおいては、向かい合うホーム縁端警告ブロックの内方線の中心と中心とを結ぶ距離を60センチメートル以上確保することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、内方線の中心と中心とを結ぶ距離を40センチメートル以上確保する。また、40センチメートル以上確保できない場合は、点状ブロックを敷設し、内方線は敷設しない。</p> <p>(3) 「利用者の転落を防止するためのさく」の高度は、110センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) ・音声や音響による案内で、列車の接近、その列車の停止・通過、乗車可否（回送の場合は回送である旨）、列車種別、行き先、次停車駅名を知らせる。</p> <p>・光や文字による情報で、列車の接近、その列車の停止・通過、乗車可否（回送の場合は回送である旨）、列車種別、行き先、次停車駅名を知らせる。</p> <p>(5) プラットホームは両端部まで、高齢者や弱視者の移動等円滑化のため、採光や照明に配慮する。</p>	<p>(3) ・線路側ホーム面において、列車が停車することがない等乗降に支障のない範囲については、柵を設置すること。</p>
--	--	--

#### 4 便所

規則改正	解説	望ましい水準
<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者をはじめ、障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設けること。</p> <p>(2) 便所及び車いす使用者用便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、同表の1の表4の項(1)イについては、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(5) 障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</p> <p>* (6) 便所内に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p>	<p>・高齢者、障害者等の使用に配慮した多機能トイレを、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に男女共用のものを1以上設置するか男女別にそれぞれ1以上設置する。男女別に設置する場合でも、異性介助の際に入りやすい位置(一般トイレ入口付近等)に設置する。</p> <p>&lt;多機能トイレ&gt;</p> <p>①案内表示 多機能トイレの出入口付近には、障害者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した多機能トイレである旨を表示する。</p> <p>②出入口 ・多機能トイレに入るための通路、出入口は、段差その他の障害物がないようにする。また、多機能トイレの位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。 ・触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921規格にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922規格にあわせたものとする。</p> <p>③ドア ・電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。 ・幅80センチメートル以上とする。 ・防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。</p> <p>④鍵 ・指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。</p> <p>⑤ドア開閉盤 ・ドア開閉盤は、電動式ドアの場合、車いす使用者が中に入りきってから操作できるようにドアから70センチメートル以上離して設置するなど配慮する。高さは100センチメートル程度とする。 ・電動式ドアの場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いに</p>	<p>望ましい水準</p> <p>&lt;多機能トイレ&gt;</p> <p>③ドア ・握り手はドア内側の左右両側に設置すること。 ・幅90センチメートル以上とすること。</p>

<p>(7) 便所の出入口には、車いす使用者用便房のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。</p>	<p>くい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中である旨を表示する装置を設置する。</li> </ul> <p>⑥大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手動車いすで方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には200センチメートル以上×200センチメートル以上のスペースが必要。）。</li> <li>・新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車いすで方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には220センチメートル以上×220センチメートル以上のスペースが必要。）。</li> </ul> <p>⑦便器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便器は腰掛式とする。便器の形状は、車いすのフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。</li> <li>・便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。</li> <li>・便座の高さは40～45センチメートルとする。</li> <li>・便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。</li> </ul> <p>⑧オストメイトの方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置する。</li> </ul> <p>⑨手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい素材で、握りやすいものとする。</li> <li>・壁と手すりの間隔は握った手が入るように5cm以上の間隔とする。</li> <li>・手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置する。もう一方は、車いすを便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは65～70cm程度とし、左右の間隔は70～75cmとする。</li> </ul> <p>⑩付属器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴</li> </ul>	<p>⑧オストメイトの方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水洗装置としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗い、汚物流しを設置すること。</li> <li>・汚物流しを設置する場合、オストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けること。</li> <li>・水洗装置の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置すること。</li> </ul> <p>⑩付属器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。</li> </ul>
---	--	---

	<p>べら式などする。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。</li> <li>・荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。</li> <li>・手荷物を置ける棚などのスペースを設置する。</li> </ul> <p>⑪洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。</li> <li>・車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上60センチメートル以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを80センチメートル以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。</li> <li>・蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。</li> <li>・鏡は車いすでも立位でも使用できるように、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。</li> </ul> <p>⑫汚物入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚物入れはパウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。</li> </ul> <p>⑬おむつ交換シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置する。ただし、一般トイレに男女別に設置してある場合はこの限りではない。</li> </ul> <p>⑭床仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。</li> <li>・床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。</li> </ul> <p>⑮呼び出しボタン（通報装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼び出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように設置する。音、光等で押したことが</li> </ul>	<p>⑪洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ交換やオストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けること。温水設備の設置にあたっては、車いすでの接近に障害とならないよう配慮する。</li> <li>・洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置すること。</li> </ul> <p>⑬おむつ交換シート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者のおむつ替え用等に、折りたたみ式のおむつ交換シートを設置すること。その場合、畳み忘れであっても、車いすでの出入りが可能となるよう、車いすに乗ったままでも畳める構造、位置とする。</li> </ul> <p>⑭床仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。</li> </ul>
--	---	--

	<p>確認できる機能を付与する。</p> <p>⑩器具等の形状・色・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026規格にあわせたものとする。</li> </ul> <p>&lt;トイレ全般&gt;</p> <p>①案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口付近に男女別表示をわかりやすく表示する。</li> <li>・男女別及び構造を、視覚障害者がわかりやすい位置に、触知案内図等で表示する。</li> <li>・視覚障害者誘導用ブロックは、壁面等に設置した触知案内図等の正面に誘導する。</li> <li>・触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法はJIS T0921規格にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法はJIS T0922の規格にあわせたものとする。</li> <li>・触知案内図等は、床から中心までの高さを140センチメートルから150センチメートルとする。</li> </ul> <p>②音声案内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者誘導用ブロックによって誘導されたトイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。</li> </ul> <p>③小便器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ内に、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き式又はリップ高さ35cm以下の低リップの壁掛式小便器を1以上設置する。</li> <li>・小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。</li> </ul> <p>④大便器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ内に腰掛式便器を1以上設置した上、その便房の便器周辺には垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。</li> </ul>	<p>&lt;トイレ全般&gt;</p> <p>③小便器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杖使用者等が円滑に利用可能な小便器は、入口に最も近い位置に設置すること。</li> <li>・小便器の脇には杖や傘などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置すること。</li> </ul> <p>④大便器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便房の扉の握り手は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすること。</li> <li>・和式便器の前方の壁に垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。</li> <li>・便房内には、杖や傘等を立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置すること。</li> <li>・弱視者、色覚障害者等に配慮し、扉には確認しやすい大きさ、色によ</li> </ul>
--	--	--

	<p>⑤洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。</li> </ul> <p>⑥乳児用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児連れの人の利用を考慮し、トイレ内に1以上、男女別を設けるときはそれぞれに1以上、大使用の便房内にベビーチェアを設置する。当該便房の扉には、ベビーチェアが設置されている旨の文字表示を行う。</li> </ul> <p>⑦床仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。</li> <li>床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。</li> </ul> <p>⑨器具等の形状・色・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S0026の規格にあわせたものとする</li> </ul>	<p>り使用可否を表示すること。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時における聴覚障害者の安全確保の観点から、視覚的な警報装置を設置すること。</li> </ul> <p>⑤洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3～4才児の利用に配慮し、上面の高さ55センチメートル程度のものを設けること。</li> </ul> <p>⑥乳児用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スペースに余裕がある場合には複数の便房に設置し、洗面所付近にも設置すること。</li> </ul> <p>⑦床仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮すること。</li> </ul> <p>⑧呼び出しボタン（通報装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように呼び出しボタンを設置すること。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。</li> </ul>
--	---	--

**\* 5 案内標示（新設）**

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>(1) (表示する情報内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行・運航に関する情報とする。</li> <li>簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。</li> <li>異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、異常情報表示中である旨を継続的に示す。</li> </ul>	

<p>(2) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) (2)の標識は、日本工業規格Z8210に適合するものとする。</p> <p>(4) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。(6)において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(5) (4)の案内板は、別表第2の1の表12の項(3)に定める構造とすること。</p> <p>(6) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>	<p>・情報内容は、あわせてアナウンスにて、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。</p> <p>(配置位置)</p> <p>・車両等の運行・運航用の可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運行・運航により乗降場が頻繁に変動する場合に各乗降場へ分流する位置のほか、改札口付近や乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。</p> <p>(2)(3)・文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。</p> <p>・安全色に関する色彩は、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン別表2-1による。出口に関する表示は、このJIS規格により黄色とする。</p> <p>・サインの図色と地色の明度差、彩度差を大きくすること等により容易に識別できるものとする。</p> <p>・ピクトグラムは、JIS Z8210に示された図記号を用いる。また、その他、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号を活用する。</p> <p>(5)・色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。</p> <p>(別表第2の1の表12の解説参照)</p>	<p>(2)・弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出すること。</p> <p>・サインは、必要な輝度が得られる器具とすること。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすること。</p> <p>・外光、照明の逆光や光の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくくならないように配慮することが望ましい。</p>
--	--	--

6 乗車券等販売所、案内所等（現行 その他の旅客施設）

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>ア 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車いす使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。</p> <p>イ 券売機及び公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>	<p>(1)</p> <p>ア（券売機）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭投入口は、車いす使用者が利用しやすい高さとする。</li> <li>・主要なボタンは、110センチメートル程度の高さを中心に配置すること。</li> <li>・車いす使用者が容易に接近しやすいようカウンター下部に高さ60センチメートル程度以上のけこみを設けること。</li> </ul> <p>（カウンター及び記載台）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けこみの一部は、高さ60センチメートル程度以上、奥行き40センチメートル程度以上とすること。</li> <li>・出札・案内カウンターの一部は、車いす使用者との対話に配慮して高さ75センチメートル程度とすること。</li> <li>・出札・案内カウンターのついたてまでの奥行きは、車いす使用者との対話に配慮した30～40センチメートルとすること。</li> </ul> <p>（公衆電話台）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆電話台の高さは、70センチメートル程度とし、台下の高さを60センチメートル程度以上とすること。</li> <li>・ダイヤルやボタンの高さは、90から100センチメートル程度とする。</li> <li>・けこみの奥行きは、45センチメートル程度以上確保すること。</li> </ul> <p>イ（券売機の構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭投入口は、硬貨を複数枚入れることができるものとする。</li> <li>・運賃等の主要なボタンには点字を併記する。</li> <li>・点字の表示位置については、JIS T0921規格にあわせたものとする。</li> <li>・点字は、はがれにくいものとする。</li> <li>・券売機の横に点字運賃表を設置すること。点字による表示方法は、JIS T0921規格にあわせたものとする。</li> <li>・点字運賃表の表示順序は50音順とすることを原則とし、見出しを設ける。</li> <li>・タッチパネル式の場合は、点字表示付きのテンキーを設置すること。</li> <li>・テンキーを設置した券売機には、音声案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者が外部と連絡を取れるよう、自由に利用できる公衆FAXの設置や携帯電話、PHSなどが利用できる環境を整えること。</li> </ul> <p>(1)</p> <p>ア（券売機）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターホン、呼び出しボタンなどは利用者にとって使用しやすい高さ、構造とすること。</li> </ul> <p>イ（券売機の構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ボタンの料金表示は、周辺との明度の差を大きくする等弱視者の利用に配慮すること。</li> <li>・点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すこと等により弱視者に運賃が分かりやすくすること。</li> </ul>

<p>(2) カウンター及び記載台には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を表示すること。</p> <p>(3) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>	<p>内を設置すること。</p> <p>(2) ・筆談用のメモ用紙などを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。  ・この場合においては、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。  ・筆談用具がある旨の表示については、駅員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。</p> <p>(3) ・旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ、主な経路上に休憩のためのベンチ等を設けること。  ・水飲み台を設ける場合は、旅客の移動等を妨げないよう配慮する。車いす使用者が使いやすいよう、高さは70～80センチメートルとする。壁つきの場合には、蹴込みの高さは60センチメートル程度、奥行きは35～40センチメートル程度とすること。</p>	<p>(公衆電話機の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置すること。</li> <li>・少なくとも1台は音声増幅装置付き電話機を設けること。この場合、見やすい位置にその旨表示する。</li> </ul> <p>(2) ・言葉による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103に適合するコミュニケーション支援記号等によるコミュニケーションボードを準備すること。</p> <p>(3) ・待合室を設ける場合は、車いす使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、130センチメートル×75センチメートル以上のフリースペースを設けること。  ・授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置すること。</p>
--	--	---

別表第2の4 公園

1 出入口

規則改正	解説	望ましい水準
<p>敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。</p> <p>* (5) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>(1) ・有効幅員とは、内のりのことである。手すりがある場合は、その内側からの寸法になる。以下同じ。</p> <p>(2) ・路面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。 ・れんがやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工すること。</p> <p>(3) ・やむを得ない場合の2センチメートル以下の段差は段と見なさない。</p> <p>(4) 車止めのさくの前後には、150センチメートル以上×150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 出入口には、車いす使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、長さ150cm以上の水平面を設置すること。</p>	<p>・主要な出入口はもれなく整備すること。</p>

## 2 園路

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。 ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断こう配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 3パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</p> <p>エ 横断こう配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>カ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>キ 必要に応じて、手すりを設けること。</p>	<p>(1) 「主要な園路」とは、出入口と主要な公園施設とを結ぶ園路等、公園の利用上欠かせないものをいう。</p> <p>ア・通路の有効幅は、車いす使用者同士が行き違いやすいよう、180センチメートル以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効幅を180センチメートル以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近及び当該通路の50メートル以内ごとに、車いすが転回できる場所を確保する場合は、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。ただし、車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車いすが転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。</li> <li>・車いす使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180センチメートル×180センチメートル以上の広さを確保する。</li> </ul> <p>エ・横断こう配は、車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1パーセント下とし、排水の状況等、特別な理由がある場合のみ2パーセント以下とする。</p> <p>オ・やむを得ない場合の2センチメートル下の段差は段と見なさない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合も同様の整備を行うこと。</li> </ul> <p>カ・転落の危険性を考慮して、さく、側壁又はつえ等が落ち込まないよう5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>キ・連続性に配慮し、にぎりやすい形状とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心まで</li> </ul>	<p>望ましい水準</p> <p>キ・両側に設置すること。 ・2段手すりとすること。</p>

<p>ク 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ケ 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は180センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下、すりつけこう配は8パーセント以下とすること。</p> <p>コ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(2) 障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>	<p>の高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。</li> </ul> <p>ク・路面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・れんがやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工すること。</li> </ul> <p>(2)・出入口や通路等に近接して崖などがある場合は、転落等の危険があるため、視覚障害者誘導用点状ブロックやさく等を設置し安全性を確保する。</p>	<p>ク・砂利敷きは用いないこと。</p> <p>(2)・利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保すること。</p>
---	---	--

### 3 階段

規則改正	解説	望ましい水準
<p>利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>主たる階段は回り階段としないこと。主たる階段とは、園内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。</p> <p>らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。</p> <p>(2)・手すりは階段の両側に連続して設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。</li> <li>・1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。</li> <li>・手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる</li> </ul>	

<p>(3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(4) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 踏面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>	<p>る可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の終始点より30センチメートル以上水平に延長する。</li> <li>・階段の幅が3メートル以上の場合は、中間にも設ける。</li> </ul> <p>(3) ・手すりには行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJ I S T 0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ははがれにくいものとする。</li> </ul> <p>(4) ・踏面の幅が一定でない回り段やらせん階段は、設置しない。</p> <p>(5) ・踏面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。</li> </ul> <p>(6) ・階段の寸法は、蹴上げ15センチメートル以下、踏面35センチメートル以上、蹴込み2センチメートル以下とし、同一階段では、各寸法は一定とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蹴込み板を設け、段鼻は突き出さず、踏面との段差がないものとする。</li> <li>・段鼻は、注意を喚起する観点から、踏面と、明度・色相又は彩度の差を大きくする。</li> </ul> <p>(7) ・階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。</p>	
---	--	--

#### 4 傾斜路

規則改正	解説	望ましい水準
<p>利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>* (3) 横断こう配は、設けないこと。</p> <p>(4) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(5) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p>	<p>(2) ・車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、こう配はできる限り緩くする。</p> <p>(3) ・横断こう配があると車いす使用者にとって進行為が難しく、危険であるため、1パーセント以下とする。排水等により特別な理由がある場合のみ2パーセント以下まで許容する。</p> <p>(4) ・始末端部では前方の確認や休憩する等、次の動作に移るために車いすが回転できるスペースが必要である。</p> <p>・斜路行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要となる。</p> <p>(5) ・手すりは傾斜路の両側に連続して設置する。</p> <p>・高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置する。</p> <p>・1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。</p> <p>・手すりの端部は、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。</p> <p>(6) ・傾斜路の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。</p> <p>(7) 路面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。</p>	<p>(2) ・4パーセント以下とすること。</p> <p>(5) 2段手すりとする。</p> <p>(7) れんがやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないよう施工すること。</p>

## 5 便所

現行規則では別表第2の1の表8の項を準用しているが、省令の基準に合わせる形で整理する。

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合した構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p>	<p>(1) ・公園の規模等を勘案し、適正な数を確保すること。</p> <p>ア 便所内の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>(2) ・公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上には、多機能便房（「みんなのトイレ」）として、車いす使用者が円滑に利用できる機能のほか、オストメイト対応や乳幼児連れ対応機能等、障害者等が利用する機能を付加したもの）を設ける。</p>	<p>望ましい水準</p> <p>(2) ・公園内に複数の便所を設ける場合、全てに多機能便房（みんなのトイレ）を設置すること。</p> <p>・多機能便房（みんなのトイレ）は、異性介助を考慮して、男女共用のものを1以上設置すること。</p>
<p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること</p> <p>b 障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>	<p>(エ) 便所の出入口には、障害者、オストメイト、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所（だれもが利用できる便所）である旨をわかりやすく表示する。</p>	<p>イ・便所内の多機能便房の手前に、車いす使用者が回転できる150センチメートル×150センチメートル以上</p>

<p>(4) (2) アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) (3) ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。</p>	<p>(4)イ 多機能便房の出入口には、障害者、オストメイト、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所(誰もが利用できる便所)である旨をわかりやすく表示する。</p> <p>ウ ・JISに準拠したものを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便座の高さは40～45センチメートルとする。</li> </ul> <p>エ・高齢者、障害者、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上60センチメートル以上の高さ確保し、洗面器上面の標準的高さを80センチメートル以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。</li> <li>・蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。</li> <li>・便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設ける。</li> <li>・視覚障害者や上肢体の不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S 0026 にあわせたものとする。</li> </ul> <p>(5)多機能便房の広さは、車いす使用者が設備・備品等を使用できる等、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。</p>	<p>の広さを設けること。</p> <p>エ 多機能便房内におむつ交換シート等を設置すること。</p>
---	---	---

**\* 7 案内標示**

規則改正	解説	望ましい水準
<p>(1) 案内標示（施設全体の利用に関する情報を提供する案内板、掲示板及び標識）を設置する場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該案内標示に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>ウ 案内板及び標識は、別表第2の1の表12の項(3)に定める構造とすること。</p> <p>(2) 案内標示のうち一以上は、1に定める出入口の付近に設けること。</p>	<p>(1) ・ 掲示板（一時的な情報提供）、標識（案内板や誘導サイン等）を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。</p> <p>・ 標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上200センチメートル以上の高さに設置する。</p> <p>イ・ 標識の表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とする。</p> <p>ウ・ 表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相、彩度の差を確保するよう配慮すること。</p> <p>（別表第2の1の表12の解説参照）</p> <p>(2) ・ 車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。</p> <p>・ 基準を満たす案内板を移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置する。</p> <p>・ 標識周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>・ 公園全体の案内図には、車いす利用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示する。</p>	<p>望ましい水準</p> <p>イ・ 標識には平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用すること。</p> <p>・ 標識には点字表示、触知図、音声案内装置等を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に150センチメートル×150センチメートル以上の水平部分を園路動線に支障のないように設ける。</p>

6 駐車場、8 付帯設備、9 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備については改正なしのため省略